租税特別措置法施行規則第五条の二第八項、第五条の四の二第四項第一号及び第十八条の十三の五第二項第十号ト	施行令	防衛特別所得税施行令第十五条第一項の規定により読み替えて適用される施行令
租税特別措置法施行規則第十八条の十三の六第五項第二号	又は同条第三項	又は同条第三項、特別措置法第五条の二十六第一項又は第六項及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十七号。以下「復興財確法」という。）第二十八条第一項又は第五項
	所得税の徴収	所得税、防衛特別所得税及び復興特別所得税の徴収
租税特別措置法施行規則第十八条の十三の六第五項第二号	及び	並びに
	の額	の額並びに当該所得税の額に係る防衛特別所得税の額及び復興特別所得税の額の合計額
租税特別措置法施行規則第十八条の十三の六第五項第三号	及び	並びに当該所得税の額に係る防衛特別所得税の額及び復興特別所得税の額の合計額並びに
租税特別措置法施行規則第十八条の十三の六第五項第四号	及び当該所得税の額に係る	並びに当該所得税の額に係る防衛特別所得税の額及び復興特別所得税の額の合計額並びに当該合計額に係る
租税特別措置法施行規則第十八条の十三の六第五項第五号及び第六号	及び	並びに当該所得税の額に係る防衛特別所得税の額及び復興特別所得税の額の合計額並びに
租税特別措置法施行規則第十八条の十三の七第六項	又は第三十七条の十一の六第七項	又は第三十七条の十一の六第七項、特別措置法第五条の二十六第一項、第六項又は第七項及び復興財確法第二十八条第一項又は第五項
	所得税の徴収	所得税、防衛特別所得税及び復興特別所得税の徴収
租税特別措置法施行規則第十八条の十三の七第六項第二号	所得税の額	所得税の額並びに当該所得税の額に係る防衛特別所得税の額及び復興特別所得税の額の合計額
租税特別措置法施行規則第十八条の十三の七第六項第三号及び第四号	及び	並びに当該所得税の額に係る防衛特別所得税の額及び復興特別所得税の額の合計額並びに
租税特別措置法施行規則第十八条の十三の七第六項第五号	並びに還付をした所得税の額及び	並びに当該所得税の額に係る防衛特別所得税の額及び復興特別所得税の額の合計額並びに還付をした所得税の額並びに当該所得税の額に係る防衛特別所得税の額及び復興特別所得税の額の合計額並びに
租税特別措置法施行規則第十八条の十三の七第六項第六号	及び	並びに当該所得税の額に係る防衛特別所得税の額及び復興特別所得税の額の合計額並びに
国税通則法施行規則（昭和三十七年大蔵省令第二十八号）第十二条第一項ただし書	所得税	所得税、防衛特別所得税
国税質問検査章規則（昭和四十年大蔵省令第四十九号）第二条第一項	第九十条の六の三第四項	第九十条の六の三第四項並びに我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法（令和五年法律第六十九号）第五条の三十第二項

2　前項に定めるもののほか、所得税又は防衛特別所得税に係る国税通則法施行規則第二条第三項に規定する通知、同令第七条第三項の規定による保存及び同令第八条の規定による報告は、併せて行わなければならないものとする。